

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい練馬たすけあいワーカーズふるしき
行動計画

地域密着型の法人として、職員がその能力を発揮でき、かつ仕事と生活の調和を図ることのできる職場にし、職員が長く働くことができるとともに、若い人が入社したくなるような組織作りを目指す。

1. 計画期間 令和5年7月20日 ～ 令和10年7月19日までの5年間

2. 内容

目標1：育児と仕事の両立支援のために、育児休業制度等の問題点を把握し、職員にとってより使いやすいものに改善していく。

<対策>

- ◇ 令和5年11月30日～ 孫を持つ職員が、娘や息子の子育てを支援する孫休暇制度、育児介護休業法を上回る育休制度、及びベビーシッター制度を実施
- ◇ 令和6年4月～ 育児休業制度等について、毎年1回職員に周知徹底をする場を設け、育児と仕事の両立しやすく、働きやすい事業所作りを継続して行う。

目標2：円滑な育休取得及び育休後の職場復帰のしやすい職場作りを目指していく。

<対策>

- ◇ 令和5年11月30日～ 妊娠期から復職後までの公的・社内の制度を理解し、育児と仕事の両立できる環境作りの大切さを意識してもらうために、毎年1度、職員に啓蒙する場を設ける。

目標3：年次有給休暇を取りやすくし、全国の年次有給休暇平均取得率を上回る職場にする。

<対策>

- ◇ 令和6年9月～ 年次有給休暇の取得状況の把握。
- ◇ 令和6年11月～ 委員会を作り、有給休暇取得促進に向けて検討する。
- ◇ 令和7年6月～ 有給休暇取得促進に向けて対策を提示し、取得促進を計画的に進め、進捗状況を随時チェックする。